

社会資本総合整備計画

『滋賀県における土砂災害対策の推進（防災・安全）』

『滋賀県における土砂災害対策の推進（防災・安全）（重点）』の中間評価

●委員

資料 2 頁の一般と重点との違いの図では、一般の中に重点が含まれるように表現されているが、箇所数のカウントもそのようにされているのか。

○事務局

一般と重点で整備した箇所は、別々にカウントしているので、重複した箇所はない。

●委員

資料 7 頁で当初現況値については記載されているが、全危険箇所での数量、事業対象となる数量の記載がないが、いくらになるのか。また、これらと計画開始時点の令和 2 年度の数量も表現されたい。

○事務局

全危険箇所、事業対象のそれぞれの数値は、危険箇所数で 4,910 箇所、2,532 箇所、人家戸数で 43,480 戸、38,655 戸、避難所の数で 680 箇所、528 箇所となる。今後は、このことを資料中に表現する。

●委員

危険箇所数は社会情勢によって変動する。なお、整備率は全国平均 20% 程度。

●委員

資料 10 頁で中間目標値を大きく上回っているのはなぜか。無駄な事業をやったのではないか。

○事務局

国から国土強靱化予算を補正で多くいただき、これを活用し、事業着手箇所数が前倒しで増えたことによる。

●委員

資料 12 頁の重点の指標①について、最終年度までにあと 4 箇所概成させる必要

があるが、資料 21 頁に記載された主要な事業を選定した箇所は 1 箇所となっている。最終目標が達成できるのか。

○事務局

最終年度までに重点で実施する事業箇所は、今回主要な事業として選定した箇所だけでなく、他にも実施している。

●委員

整備箇所に変動があった場合の予算措置はどのようにしているのか。

○事務局

砂防関係事業として取り組まなければならない箇所が 2,532 箇所あり、まだまだ整備が必要な箇所がある。その中から令和 2 年度から 5 か年の計画で、その当時の予算規模から概成できそうな箇所数を設定した。国から国土強靱化予算を潤沢にもらっており、当初想定していた計画より進捗が早くなっている。予算については、全体枠としても予算をもらっている。予算に余裕があれば前倒しで危険な箇所の対策を進めている。

●委員

着工している箇所には予算措置がなされているのか。

○事務局

されている。

●委員

想定する雨量や土砂量が上回って、施設の能力を超えた事例はあるのか。

○事務局

これまで、滋賀県ではそのような事例は確認されていない。

●委員

資料 8 頁の計画目標に記載されている「集中豪雨の多発や都市化の進展に伴う被害リスクの増大…」とあるが、県内に都市化の進展に伴う被害リスクの増大する箇所があるのか。

○事務局

具体的な場所を指しているということではなく、傾向を記載している。

●委員

自然現象としてのがけ崩れや土石流というのは、災害とは呼ばない。防災を実施するというのは、保全対象となる人家等があるからである。人家等がない山の中で、がけ崩れや土石流が発生しても、それは管理する対象ではない。もちろん、そこに人が入り、暮らしが始まると、今までは対象でなかったが、防災の対象になる。自然現象として雨がより激しく降ることで、今まで大丈夫であったかもしれないが危なくなるということもあることや、あるいは、今まで人が住んでなかったところに人が住むようになったことにより、保全対象が生まれるということという両方のことがあるので、並列で計画目標が記載されている。

●委員

整備箇所はどのようにして決定しているのか。

○事務局

資料2頁に記載した一般・重点に該当する箇所、地元要望などを総合的に判断して決定している。

●委員

土砂災害対策をどこから進めるのか決めるということは、技術的に非常に難しい部分があるが、公平性、公明正大にここが、順位1番だといかに決めるのかということが行政の大きな仕事。資産価値が高いことも重要であるが、地元の要望が高い、災害の発生が危惧されるなどを総合的に判断するしかないが、そこが難しいところ。誰にでも合理的に説明できる資料を用意しておくことが行政の責任である。

●委員

県は、順位付けの説明資料を作っているのか。

○事務局

崖崩れや土石流は自然現象であるので、客観的にどこで最初に起こるのか？というのは評価が確立していない現在、さらに予測までは困難である。資産が集中している箇所で事業を行うことは必要であるが、砂防事業は受益者となる地域の方々に協力をいただくことを前提に事業を進めていくことになる。地元との合意形成も参考にしながら、事業ができるところを順番に取り組んでいる。

●委員

どこからやるのかという質問に対し、説明できるようにしないといけないのではないか。

○事務局

砂防事業においてもB/Cで評価を実施しており、経済性、合理性を考慮しながら進めている。

●委員

オランダ堰堤をはじめとする明治時代に竣工した堰堤が地域の子どもの夏の遊び場として使用され、古いものが注目されているのが滋賀県では多いのかと思われる。オランダ堰堤は自然景観の重点的なところに取り上げられていたかと思う。

砂防施設で、透過型堰堤のくし形の部分は斬新な砂防施設だと思った。

目標よりも多く対策してあるというのは、自然災害がどう起こるか分からない現在、国土強靱化対策の予算を使って、早く実施してもらえてよかったと思う。

主要な事業で選定された米原市上丹生には、木工作家など、木で生業をされている方がたくさんいる。また、タカなどの鳥が飛来してくるところであるので、自然と共生するとき工事の進捗が心配されるが、その辺りはどのようにされているのか。

○事務局

生物環境アドバイザー制度があり、ここで専門家からのアドバイスをもらいながら事業を進めている。

●委員

地元の方の協力というのが、一番大事だと思うので、これからまだまだ多くの工事を実施していかなくてはならないので、砂防施設は大事であるので、迅速に進めていただきたい。

●委員

砂防施設の竣工後のメンテナンスはどうしているのか。

○事務局

砂防メンテナンス事業というのがあるので、県で定めた期間に応じて調査点検、場合によっては補修・修繕を行っている。

●委員

社会資本総合整備計画（一般）「その他総合的な治水事業」とは。

○事務局

計画には個別の箇所が表記された箇所と総合的な治水事業として、圏域ごとのくくりにされているものの2種類がある。規模の小さな砂防事業や急傾斜事業は圏域ごとにまとめた計画として申請するという取り決めがある。